

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 30 年 10 月 22 日

寒川町長 木村俊雄

1 入札に関する事項

区分番号	売却物件名	面積	予定価格	入札保証金
H30-03	旧老人住宅 (高座郡寒川町一之宮一丁目 1145 番 2) 建物付き土地	460.22 m ²	6,769,810 円	676,981 円

備考 予定価格には、取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等または暴力団経営支配法人等に該当すると認められる者
- (3) 寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン、Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾しない者および遵守できない者
- (4) 参加仮申し込みの時点で 20 歳未満の者
- (5) 公有財産売却に関する手続を支障なく行うために必要な日本語力を有しない者
- (6) 日本国内に住所および連絡先がない者

3 入札の方法等

- (1) ヤフー・官公庁オークションにおけるインターネット公有財産売却システム（以下「財産売却システム」という。）を利用し、入札を行う。予定価格とはあらかじめ寒川町が定めた最低売却価格であり、この金額以上の入札を有効とする。
- (2) 入札参加手続等については、寒川町インターネット公有財産売却ガイドラインに従って行う。
- (3) 代理人が入札を行う場合における必要書類等は、寒川町ホームページに掲載する。

4 入札参加申込書、売却物件資料等

- (1) 寒川町一般競争入札（インターネット公有財産売却）参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）は、寒川町ホームページ上の「関係資料・様式集」から印刷する。
- (2) 売却物件の概要、画像等は、ヤフー・官公庁オークションの寒川町公有財産売却サイトにおいて公開する。

5 売却物件の下見会の場所及び日時等

区分番号	売却物件名	場 所	日時等
H30-03	旧老人住宅 (高座郡寒川町一之宮一丁目 1145 番 2) 建物付き土地	現地 (高座郡寒川町一之宮一丁目 1145 番 2)	平成 30 年 11 月 1 日（木） 10 時から 15 時まで (ただし、12 時から 13 時までは除く) ※参加方法※ 10 月 30 日（火）までに電話にて 予約が必要 (電話番号：0467-74-1111 内線 532)

6 入札の参加申込

- (1) 次号に掲げる期間中に財産売却システムにより、入札参加仮申込み手続きを行うとともに、本申込み手続きとして、入札参加申込書及びその添付書類を、第 18 条の(1)から(2)に示す担当部局に、郵送又は持参により提出する。(郵送の場合は申込締切日消印有効とする。)
- (2) 入札参加申込期間は、平成 30 年 10 月 22 日(月)午後 1 時から平成 30 年 11 月 9 日(金)午後 2 時までとする。

7 入札保証金

- (1) 予定価格の 100 分の 10 に相当する額をクレジットカードにより納付する。
- (2) 納付された入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。
- (3) 入札保証金には、利子を付さない。
- (4) 落札者が期限までに売買契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保証金は寒川町に帰属する。

8 入札

入札参加資格を有する者は、平成 30 年 10 月 22 日(月)午後 1 時から平成 30 年 11 月 9 日(月)午後 1 時までに入札価格を財産売却システム上に登録する。なお、この登録は 1 度しか行うことができない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 寒川町契約規則(昭和 50 年寒川町規則第 5 号)第 16 条の規定に該当する入札
- (2) 売却物件の買受けについて、一定の資格等を必要とする場合で当該資格等を有していない者の入札
- (3) 虚偽の申込み等を行った者による入札
- (4) 寒川町が定めるガイドライン等に記載する無効な入札に該当する入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札

寒川町は、平成 30 年 12 月 3 日(月)午後 1 時の入札の締切後ただちに、財産売却システム上において物件ごとに開札を行い、予定価格以上の入札価格で、かつ、最高入札価格により入札した者を落札者として決定する。ただし、最高入札価格の入札者が 2 者以上いるときは、くじ引き(自動抽選)により落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 本契約は、寒川町議会の議決により効力を発するものとなるため、落札後は仮契約を締結する。よって、寒川町議会の議決を得られない場合、当該契約は無効となり、契約保証金を返還する。この場合において、落札者に損害が生じても、町はその責めを負わないものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、納付された入札保証金額と同額とし、入札保証金充当申出書兼契約保証金充当申出書の提出をもって当該入札保証金の全額を契約保証金に充当する。
- (2) 契約保証金には、利子を付さない。

13 売買代金の支払方法等

- (1) 売買代金からすでに納付された契約保証金の全額を控除した金額を寒川町の指定する金融機関に振込む。
- (2) 前号に掲げる残金は、平成 31 年 1 月 31 日(木)午後 2 時 30 分までに納付する。

14 危険負担

契約締結時から売却物件の引渡しまでに寒川町の責めに帰すことができない事由により滅失、

毀損等が生じた場合、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できない。

15 瑕疵担保責任

契約締結後、売却物件にいかなる瑕疵を発見しても、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できない。

16 条件

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者並びに、その他反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する事務所など公序良俗に反することに供することはできない。
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供することはできない。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する団体のうち、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途に供することはできない。
- (4) 落札者は、第三者に対して売却物件に地上権、質権、使用貸借による権利または貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- (5) (1)から(3)における当該第三者の前条に定める義務の違反に関する責務は、落札者が負う。

17 その他

- (1) 本物件の予定価格は、落札後、落札者により建物を取り壊すことを前提に設定しているものである。
- (2) 物件は、現状有姿により引き渡す。
- (3) 入札参加者は、寒川町ホームページのインターネット公有財産売却サイト、寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン等を確認し、その条項を遵守すること。
- (4) 開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令等により、規制がある場合があるため、落札者はこれら法令を遵守し開発（建築）等を進めなければならない。
- (5) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

18 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 区分番号 H30-03
売却物件名 旧老人住宅（高座郡寒川町一之宮一丁目 1145 番 2）建物付き土地
ア 名称 寒川町総務部施設再編課
イ 所在地 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
ウ 電話番号 0467-74-1111（代表）